

# 総務常任委員会

令和7年9月18日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小城 世督	○横田 敏文	伴 吉晴
嶋田 善行	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 恵三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	山本 潤
政策財政課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	岡山真由美
税 務 課 長	真弓 啓	同 係 長	栗巣 仁也
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	本庄 徳光
教 委 総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	松本 暢之
生涯学習課長補佐	今田 善友		

## 3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 木澤委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、横田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでござります。

初めに、1. 付託議案 （1）議案第39号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、1. 付託議案の（1）議案第39号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

よろしくお願ひします。

議案書末尾、『斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（要旨）』をご覧いただけますでしょうか。

今回の条例改正については、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る上限額が引き上げられたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例における公費負担の上限額を改正するものであります。

はじめに、「1．主な改正内容」についてでございます。

（1）選挙運動用ビラの作成の公費負担額の改正についてであります。1枚あたりの上限単価を現行の7円73銭から65銭増の8円38銭に引き上げるものでございます。

次に、（2）選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の改正についてでございます。

選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額につきましては、選挙運動用ポスターの掲示場の数に応じて、上限額が変化する算式となっておりますが、現行の89か所として、算出した場合、1枚あたりの上限単価を4,095円から46円増の4,141円に引き上げるものでございます。

続きまして、「2．施行期日等」についてでございます。

（1）施行期日についてでありますが、公布の日から施行することといたします。

次に、（2）適用区分についてでありますが、今回の改正内容につきましては、施行日以後、その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によることといたします。

以上、1．付託議案の（1）議案第39号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議 長

この公職選挙法施行令が国のほうで改正された場合に、町長の選挙と町議会議員

選挙というのは、斑鳩町の費用で賄いますわな。国が改正された場合、町もこないして、国に準じて改正しなければならないのか、しなくてもいいのか、教えてもらえますか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 公職選挙法におきましては、国政選挙の規定の内容に準じて条例により公費負担の内容について定めるとされているところでございます。準じてということでございますので、国と同様の金額となることが法律上は想定されているものとなってございます。ただ、各団体の財政事情に応じて判断していくことも可能ではございますが、準じてという建付け上、このような改正を提案させていただくものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 真弓税務課長。

税務課長 それでは、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

税務課長 本議案の内容につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧いただけますでしょうか。この条例改正は、令和7年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、この法律による改正内容等のうち、令和8年1月1日以後に施行される内容に関し、所要の改正を行うものでございます。

はじめに、1の主な改正内容です。

(1) の個人町民税では、①の特定親族特別控除の創設として、地方税法の改正に合わせ、特定親族特別控除額を追加するとともに、給与所得者及び公的年金等受給者の関係書類について所要の改正をするものです。

本改正については、令和8年1月1日施行とし、令和8年度の課税から適用するものです。

次に、(2) の町たばこ税では、①の加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の新設として、国のたばこ税の見直しに伴い、町たばこ税においても、課税の適正化の観点から課税方式を見直されたものです。現在の重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算する方式から、重量のみで換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算するしくみとするものです。本改正については、激変緩和の観点から2段階で施行し、令和8年4月1日から9月30日までは、改正前と改正後の換算本数のそれぞれ50%ずつの合計本数、令和8年10月1日からは改正後の換算本数で算出します。

次に、(3) の総則関係では、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正として、公示事項を、インターネットを用いる方法により不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、公示事項が記載された書面を町の掲示場に掲示し、又は、公示事項を町の事務所に設置した電子計算機により閲覧できるようにするものです。

本改正については、地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日に施行いたします。

最後に、(4)のその他法令の改正による条文整理等所要の改正では、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行うものです。

以上をもって、説明とさせていただきます。

委員みなさま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきま  
すよう、よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。木澤委員。

木澤委員 (3)の総則関係のところで、今、説明いただきましたけども、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示したこの省令の改正で、インターネットを用いる方法により、不特定多数の者が閲覧できるようにするというふうに書いてあるんですけども、これ具体的にはどういうことなんでしょうか。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 これまでといいますのは町の掲示上に掲示するだけとなっていましたけども、これをホームページで公表するということでございます。

木澤委員 公表する内容を教えていただけますか。どういったことでしょうか。

税務課長 対象の税目ですね、例えば固定資産税で言いますと、住所、氏名でございます。

木澤委員 どういった方が対象になるんでしょうか。

税務課長 納税通知書というのは、送達として、その方に届かないといけないというのがござります。ですので、調査をつくしまして、基本的にはそれで住所というのは突き止めることだいたいできるわけですけれども、どうしてもそれができない方が出てまいりますので、そういう方の場合に、掲示をもって、7日間掲示するのですけ

れども、掲示をもって送達とみなすと制度が、こういう公示送達をしてそういうことをやっていくということでございます。

木澤委員 要は税を滞納されていて、なおかつ連絡が取れない、通知が届かないという方の氏名住所と、どの税に対してかということを公表するということですか。

税務課長 必ずしも滞納されているという状態ではないです。例えば今年の4月に固定資産税送ります、という時に転居されて、また、その先で転居されている場合というのは、一旦は我々が把握しています最初の転居先ですね、そこには届かないということで、郵便が返ってくるという場合ですね。通常の場合でしたらその先のところで照会してお届けすることはできるんですけども。そういうことですね。

木澤委員 要は滞納をしてなくとも連絡がつかないとか、に対して住所氏名公表することによって、要は連絡をつけようという手段ということで理解していいですか。

税務課長 連絡をつけようというよりも、先ほど申しましたように、我々は納税通知書を送達しないといけない。お届けしないといけない、ということですので、あくまでもその観点でやっておるということなんですけれどもね。

木澤委員 公表することによって、納税に繋がったというケースはあるんでしょうか。

税務課長 ケース的にはかなり難しいケースが多いです。と言いますのは、先ほど申しましたように居所がわからないケースですので、そういうことです。よろしくお願ひいたします。

木澤委員 これ、もう個人情報を明らかにして不特定多数の方が見れるようになってしまふということになると思うんですけど、そうですね、個人情報保護の観点からどうなのかなと思うんですけど。

税務課長 公示ということですので、公にしないといけないというところとのバランスが、おっしゃるようにあるかもしれませんけども、そもそも現在も、今年であっても数

件発生しておりますので、こういった形で掲示場には掲示しております。ですので、個人情報という観点と公示という部分というのは、ある意味、相反するところもあるんじゃないかなというところもあると思いますけども、そういったことはございません。

木澤委員 今日は、これまで町の掲示板に掲示していたけども、法改正で今度はインターネットで公開しなくてはいけなくなったということですけど、よけいにプライバシーの侵害につながるんじゃないかなと思うんですけど。

税務課長 確かにそのあたりの配慮は必要であるかと感じております。  
実は地方税法の改正、それから地方税法の施行規則の改正の方もすでに改正の方が行われておりますので、現在、国も含めてなんですけども、各省庁含めてこの対応、具体的な対応というのを、とうとうしているところです。具体的には国が各省庁向けに運用方針というようなものを出しておりまして、その中でできるだけインターネット公開になることに関しての、技術的な部分ですね、もちろんインターネットという世界というのはご承知の通り一度そういうふうな検索のところに引っ掛かりますと、ずっと残ってくるというところがありますので、100%防ぐことはできないんですけども、できるだけ遅らせるような技術的な措置といいますか、そのあたりの運用方針の方には出ておりますので、今のところ総務省での、その他に関して、総務省のほうから具体的な市町村向けの運用方針は出ておりませんけども、出ないかもしれないという情報も出ておりますので、今、運用方針も第二版まで出ているわけですけれども、より具体的なものが直接総務省から出るのか、出ないにしても町としてもその辺を考慮してそれに対応してやっていくということになると思います。

木澤委員 今回、この改正につきましては、法改正に伴ってのものなんんですけど、明らかに個人のプライバシーの侵害につながると思いますので、私はちょっと納得できません。

委員長 ほかにございますか。 中川議長。

議長 この（1）（2）で、うちの斑鳩町として影響額ってわかるんであれば教えてもらえますか。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 まず、個人町民税のほうですけれども、特定親族特別控除の創設、こちらにつきましては、800万円程度の減収が生じるのではないかというふうに見込んでおります。これは、国の方で地方全体の推計が出ておりますので、それを町の財政規模で見た場合に、このぐらいの金額になるだろうということの推計でございます。

それから、たばこ税の方なんですけども、町の方にたばこ税の申告が来る場合、すでに本数換算されたのちの本数が来ているだけですので、金額に関して分からぬいところです。

委員長 伴委員。

伴委員 私は（1）の①の特定親族なんですが、特定親族がはっきりわかってないんですが、もう少しわかりやすく説明お願いいたします。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 いわゆる就業調整の対策の観点ということで、大学生の年代の子どもさんをお持ちの親御さんに対する控除なんですけれども、そもそも大学生年代の子どもさんというのは特定扶養控除といいまして、通常の扶養控除よりも少し金額が大きいものが適用されておるんですけども、これが103万円の壁の話題があったと思いますけども、103万を超えるとなくなってしまうところで、物価上昇、賃上げがあるのにもかかわらず、103万は変わっていないところで、同じ働き方をしても、親御さんの控除が変わらないという状況がございましたんで、それを解消するために103万、今、かわりましたけれども、123万円までは特定扶養控除。それを超えましたら特定親族の特別控除が適用されるということですね。ですので、配偶者控除と配偶者特別控除これと似たような制度と思っていただければと思います。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 議案第40号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員 議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申しあげます。

今回の条例改正では、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正が行われ、公示方法をインターネットを用いる方法により不特定多数の者が閲覧できるようになります。これまで公示送達、通知が届かない人については氏名、住所と何の税が対象かという個人情報が町の掲示板に掲示されてきましたが、今回の改正により、今後はそれをインターネットで公開することになります。これまででも個人情報保護の観点から問題があると考えますが、さらにインターネットで公開することにより、全世界に情報を発信することになってしまい、プライバシーの侵害に繋がると考えます。また、このようにそうした個人の情報を公開したところで、そのことによって税徴収の向上につながるとは考えにくく、効果の薄いものだと考えます。町としては法改正に伴い、条例改正を行わなければならぬ立場ではありますが、私はただ今申しあげました理由により賛成できないことを申しあげ、議案第40号に対する反対意見とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。

横田副委員長。

横田委員 議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申しあげます。

ただいま、反対意見で述べられた公示送達制度は、各個別法により定められており、書類の送達が不可能である場合においては、所定の公示手続きを取り、一定期

間が経過した後においては、書類の送達があったものとみなし、法的効果を生じる制度であります。

今回の条例改正は、地方税法の改正に伴うものですが、国が進めるデジタル化政策により、他の個別法においても、同様に公示送達制度の見直しが行われています。

改正後は、町のウェブサイト等に表示する方法のほかに、従来と同じ町の掲示板に掲示する方法、または町の事務所に設置したパソコンによる閲覧の方法により行うこととなります。

これは、デジタル社会に対応していくための改正であり、社会経済情勢の構造変化に対応するものです。

以上のことから、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について賛成するものです。

委員皆さまのご賛同をよろしくお願い申しあげます。

委員長 これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手する者あり )

委員長 賛成多数であります。

よって、議案第40号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第41号 令和7年度中央体育館移動式バスケットゴールの取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 それでは、議案第41号 令和7年度中央体育館移動式バスケットゴールの取得について」ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教育次長

議案書2枚目をお願いします。

また、今回、お願いしております中央体育館バスケットゴールの取得につきまして、本日、その概要を資料1としてお配りしておりますので、合わせてご覧いただきたいと思います。

本議案は、平成6年に取得いたしましたすこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館の移動式バスケットゴールにつきまして、経年劣化により更新をお願いするもので、予定価格が700万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の内容でございます。件名は、「令和7年度中央体育館移動式バスケットゴール購入」、名称及び数量は、「移動式バスケットゴール1対」で、取得物品の概要につきましては資料1のとおりでございます。

続いて、契約方法です。今回の移動式バスケットゴールの購入にあたりましては、去る8月14日に指名競争入札を執行しましたが、予定価格の範囲内での応札がなく、入札不調に終わったところでございます。

のことから、対応について検討、最低価格応札者と交渉を行いまして、見積もりしていた予定価格の範囲内での契約について協議が整いましたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく入札不調・不落による随意契約の方法により、当該事業者と契約を締結することとさせていただいたものでございます。

契約金額は、849万2,000円。契約の相手方は、奈良市東九条町1014番地90、ベストスポーツ、中垣賢一、履行期間は、議会議決後から令和8年1月30日までとしております。

資料1を改めてお願いいたします。なお、資料1の「(3)その他」に示しておりますが、本事業におきましては、その財源として、補助率5分の4、対象経費限度額750万円の「スポーツ振興くじ助成金」を活用することとしておりまして、対象経費限度額750万円の5分の4の600万円の助成金につきまして、本年4月25日付けで交付決定を受けております。

以上、議案第41号 令和7年度中央体育館移動式バスケットゴールの取得についての説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよ

うよろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 使用頻度、1週間の使用頻度はどれぐらいですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 令和6年度は空調工事により3か月間休館をさせていただいておりましたので、令和5年度の実績としてご説明させてもらいます。年間で176回ということで週におしますと、1週間あたりだいたい3回程度各クラブさんの練習等で使われている状況でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 もともと入札はいくらで行って、最高の応札金額がいくらでしょうか。

教育次長 予定価格につきましては、849万9,700円で入札のほう執行しております。最低応札価格につきましては、今回契約をいたしました業者の応札価格になりますが、968万円ということでの応札額となっております。

木澤委員 これ耐用年数というのはどれらいでどうか。

教育次長 平均の使用年数、修理等で対応する部品の年数につきましては、10年というふうに聞いておりますけれども、ただ、申しあげました平成6年に購入したものにつきまして、およそ30年保守点検を行いながら維持管理をしつつ使用しておりますので、きちんと維持管理をして長期間使えるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 伴委員。

伴委員	ちょっとお聞きしたいんですけど、資料の下のその他で、スポーツ振興くじ助成金が活用されるような感じに拝見させてもおてますねんけど、実質この契約金額に対してどれぐらいの助成金が出そうな感じでしょうか。
委員長	本庄教育次長。
教育次長	こちら対象経費の限度額が決まっておりまますので、限度額750万円となっております。つきましては750万円の5分の4、契約額の849万2千円に対しまして、600万円、750万円の5分の4の600万円の助成額ということで交付決定をすでに受けております。
伴委員	これもうひとつ、日本バスケットボール協会装置検定と入っている、金額的には非常に高価なものにも思えるんですが、このあたりなんか事故があった時には、そういうような時のこの器具はフォローがあるっていいますか、補償とまでいかんでも、なんかそういうものはどうなっているんでしょうか。
教育次長	まず、公式戦を開催するにあたりましては、日本バスケットボール協会装置検定を受けた検定品の使用が必須とされております。そうした中で斑鳩町のすこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館におきましては、郡のスポーツ大会のバスケットボール大会、また県民スポーツ大会のバスケットボール大会というようなものも会場として使用しておるところでございます。今回、検定品を選ばせていただいた理由といたしましては、平成21年、かなり以前にはなりますけれども、静岡県の体育館の方でこの移動式バスケットゴールの操作中に死亡事故が起きたということを伺っております。原因につきましては、保守点検の不備というようなこともあるのかなというところではございますけれども、そうした事故もございますので、やはり検定品、認定品、いわゆる安全に使っていただくということで、今回認定品のほう使わせていただいたというところでございます。
伴委員	その辺は説明を聞いて、なるほどなという感じはするんですが、1点、私この体育館、アリーナの、倉庫って言いますか、器具の、非常に手狭な状態になっている、そのあたりでこの機種というのは、収納の面でも選定の基準になったのかなと思つ

ているんですがそのあたりどうですか。

教育次長 おっしゃっていただいているとおりでございます。当然収納器具庫の容量がございますので、そのあたりの容量も加味した中でこの用具を選定させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政課長 それでは、議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

政策財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の7ページから8ページをお願いいたします。

はじめに、第10款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第1目 地方特例交付金で、令和7年度の地方特例交付金交付額の決定により、個人住民税減収補てん特例交付金24万5千円の増額、定額減税減収補てん特例交付金6万7千円の減額をお願いするものであります。

次に、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、令和7年度の普通交付税交付額の決定により、1億2,520万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額の追加があったことから、1,299万7千円の増額、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、住基システムの標準化に伴う児童家庭相談システムの改修費用が補助対象となることから、293万3千円の増額、第4節 老人福祉費補助金で、事業者から申し出があった大規模修繕等の事業について、国交付金の内示があったことから、196万7千円の増額、第6目 教育費国庫補助金で、学校のゼロトラストネットワーク環境等の構築として、新たな県域共同調達によるクラウド型校務支援システムの導入にあたり、ネットワーク分離を必要とせず情報端末の認証によるアクセス制限を前提とした、いわゆる“ゼロトラスト環境”でのネットワークを実現するため、必要なネットワーク整備、端末設定、ライセンスの取得、そしてネットワークアセスメント等を実施する費用が補助対象となることから、476万4千円の増額をお願いするものであります。

9ページから10ページをお願いいたします。第16款 県支出金、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、国庫補助金と同様の理由により、73万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、令和7年7月18日をもって清算結了されました、一般社団法人斑鳩町観光協会の残余財産について、本町への寄附の申し出があったことから、1,178万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、財源不足補てんのために予算計上しておりました基金取崩しを取りやめることから、7,000万円の減額をお願いするものであります。

次に、第2項 特別会計繰入金では、第1目 介護保険事業特別会計繰入金で、

令和6年度の決算金額の確定に伴う、介護保険事業特別会計繰出金の精算により、46万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第20款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、令和6年度会計の決算剰余金の確定により、2億6,328万3千円の増額をお願いするものであります。

11ページから12ページをお願いいたします。第21款 諸収入、第5項 雜入では、第5目 雜入で、過去に交付した障害者福祉サービス給付費について、事業所の不正受給が発覚したことから、その返還金として、93万2千円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。13ページから14ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、子ども・子育て支援法等の一部改正により創設されました子ども・子育て支援金の掛金及び負担金の徴収開始に向けた人事情報総合システム改修業務委託料として81万4千円の増額、自治会等による地域活動の活性化を目的とし、制度の充実を図ったことに伴う追加要望があったことから、地域集会所施設整備費等補助金84万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費で、歳入で申しあげました、事業者から申し出があった事業に係る、国交付金の内示があつたことから、地域介護・福祉空間整備等補助金196万7千円の増額、老人福祉施設への入所措置者数及び事務費の単価の増による老人福祉施設措置費260万5千円の増額、第5目 医療対策費で、令和6年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、141万3千円の増額、第7目 障害福祉費で、歳入で申しあげました、事業所の不正受給の発覚に伴う、過去に交付した障害者福祉サービス給付費の返還金のうち、国及び県の負担分を返還すること、また、令和6年度の障害児入所給付費等国庫負担金等の超過交付分を返還することから、79万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげました、住基システムの標準化に伴うシステム改修費用として、児童家庭相談システム改修業務委託料440万円の増額、令和7年度公定価格の改正に伴うシステム改

修費用として、子ども・子育てシステム改修業務委託料22万5千円の増額、令和6年度の子ども子育て支援交付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、457万1千円の増額、第2目 保育園費で、歳入で申しあげました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町立保育園給食に要する保護者負担額や給食の質を維持するため、賄材料費168万7千円の増額をお願いするものであります。

15ページから16ページをお願いいたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、48万6千円の増額、第3目 母子衛生費で、令和6年度の母子保健衛生費国庫補助金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、379万円の増額をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費では、JR法隆寺駅南側地区への都市機能集積に向か、利便性と県道大和高田斑鳩線から法隆寺駅へのアクセス向上を目的に、三代川南側の町道309号線の拡幅整備を計画するにあたり、第1項 土木管理費の、第1目 土木総務費で、地権者との交渉に必要となる旅費として9万5千円の増額、第2項 道路橋りょう費の、第2目 道路新設改良費で、測量設計や用地測量、補償費算定、不動産鑑定の業務委託料として5,342万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、歳入で申しあげました、学校のゼロトラストネットワーク環境の構築として、ゼロトラストネットワーク環境構築業務委託料2,066万3千円の増額、また、ゼロトラスト環境の構築にあわせて、学校内情報機器や通信回線等における課題の洗い出しを行うため、ネットワークアセスメント調査業務委託料415万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、障害のある児童が、学校生活において校内での移動を円滑に行うことができる環境を整備するため、令和8年度において、斑鳩西小学校に、新たにエレベーター1基を設置することから、建築確認申請に係る手数料7万2千円の増額、17ページから18ページにお移りいただきて、エレベーター整備工事設計業務委託料313万円の増額をお願いするものであります。

また、第3目 保健体育費で、歳入で申しあげました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した子育て世帯への経済的支援として、給食に要する保護者負担額や給食の質を維持するため、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間、町立小学校に対する給食補助金を、1食あたり現行60円を70円に増額することから、給食補助金175万8千円の増額、町立小学校の給食費を1か月分、無償化することから、給食費無償化補助金641万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、当初計画していたパソコン等機器設定について、学校のゼロトラストネットワーク環境等の構築に伴う機器設定と同時に実施するため、691万7千円の減額、第3目 保健体育費で、第2項 小学校費と同様の支援策として、町立中学校に対する給食補助金を、1食あたり現行70円を85円に増額することから、123万8千円の増額、町立中学校の給食費を1か月分、無償化することから、給食費無償化補助金354万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、第5項 社会教育費では、第4目 文化財保存費で、町史跡駒塚古墳において、東側に隣接する住宅地との間に滞水する雨水を、適切に排水するための水路整備と、墳丘の樹木の倒木被害防止のための伐採や剪定等を行う費用として、300万円の増額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源2億4,105万5千円を留保させていただくものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

政策財政  
課長 以上で、議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設常任委員会と厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきまし

ては説明されておりまることを申し添えておきます。 横田委員。

横田委員 1点ちょっと確認ですけれども、ゼロトラストネットワークというのは、要は新たなセキュリティ体制だと思いますけれども、メリットはどのような点があるんでしょうか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務  
課長 現在の学校ネットワークにつきましては、校務系、学習系、校務外部系という3つのネットワークに分離されておりまして、それぞれの業務端末につきましては、校務系、学習系、校務外部系に接続するそれぞれの端末が存在しているというところでございます。今回、次世代の校務支援システムが導入されることに伴いまして、これを一本のネットワークに統合することによりまして、端末がまず少なくて済むということで、今、教員の方は校務関係については校務の端末で、学習系については学習系の端末で別々で作業をしておりますが、これが一本化して効率化できること。それぞれの端末の方が別々であるということで、データの受け渡しの方とかが存在する場合がありますが、これにつきましてもひとつの端末で、あの、処理ができるということになりますので、セキュリティの向上が図れるということが今回のゼロトラストネットワークによる副次的な効果でセキュリティの向上が図れるということが主目的の効果でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 14ページのところの人事情報総合システム改修業務委託料のところなんですが、課長、説明の中で子ども子育て負担金とおっしゃったんですかね、それの徴収のためのシステムということなんんですけど、なんのためのお金を誰から徴収することになるんでしょうか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 子ども子育て支援金制度によるものでございまして、少子化人口減少が危機的な

状況になる中で、子ども子育て支援金制度が制定されていくわけなんんですけど、その財源の一部として子ども子育て世帯だけではなく、社会全体で応援するという仕組みでございます。そうしたところで各医療保険の中で保険者から按分して徴収するということで、その財源を満たす仕組みでございます。

木澤委員 そうすると、今回のこのシステム改修の対象は。

総務課長 市町村職員共済組合でございます。

木澤委員 そしたら直接住民さんからの徴収ということではないということですね。

総務課長 今回の改修につきましては、職員を対象とするものでございます。

木澤委員 もう1点なんですけど、18ページの西小学校のエレベーターの設置ですね、私も西小の保護者の方から声聞いてまして、ただ簡単につけられないと思ってまして、今後の改修計画の中で設置できればと思ったんですけど、思っていたら今回こういう形で補正予算にあがってきたんで、非常に嬉しくは思っているんですけど、これどういうふうにつけることができるんでしょうか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 現在検討しておりますのは、北館の方の外部に増築を一部、エレベーター棟を増築しまして、そちらの方からエレベーターを設置するというような形で、新たに校舎の外にエレベーターをつけるという考え方で設計の方進めてまいりたいと考えております。

木澤委員 そんなやり方があるんだと思いましたけども、もし今後ですね、他の学校でも同様の要望が出てきたときに、同じようにつけることができるんでしょうか。

教委総務課長 現在、斑鳩西小学校のほうには、自力での歩行ができない肢体不自由の児童の方が在籍されておりますが、それ以外の学校においては今、在籍はされてない状況で

ございます。今後のエレベーターの整備につきましては、現在進めさせていただいている学校の適正規模、適正配置に関するこの学校の長寿命化改修のほうともあわせて、今後につきましては検討してまいりたいと考えております。

木澤委員 この改修、また後程説明いただくんですけども、どれぐらいの期間がかかるのかなど、そして、緊急性を要する場合の対応としてはどうなのかなと思うんですけど。

教委総務  
課長 学校の改修につきましては、今後、長寿命化改修の計画を後ほどご審議いただくことになるので、いちがいに何年ということは申しあげられないんですけども、こうしたバリアフリーの関係につきましては、状況にあわせてその都度適切な方法で検討してまいりたいと考えております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 18ページの第9款の教育費なんですけどもね、駒塚古墳整備工事で水路をつけること、これは建設常任委員会で聞くべきことですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 所管としては委員おっしゃるように、建設常任委員会の所管にはなるんですけども、どういった。

嶋田委員 そやけど教育費はこの総務常任委員会の所管ですね。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時52分 休憩 )

( 午前9時58分 再開 )

委員長 再開します。 嶋田委員。

嶋田委員	18ページのね、駒塚古墳整備工事、水路を新たに新設するんですか、それとも改修なんですか。今までどのように処理してはったんですか。
委員長	西巻総務部長。
総務部長	今回、水路を新設ではなくて、改修、今のあるところを改修して雨水の排水を、水はけをよくするという工事という内容となっております。
嶋田委員	それは近隣住民からの要望なんですか、それとも見学に来はる人に格好悪いとか、そういうふうなことできれんんですか。
総務部長	今回の改修にあたりましては、周辺住民さんが雨水が滞留することによって、ちょっとよくないんでというような形でお声をいただいたというふうに聞いております。
嶋田委員	駒塚古墳の付近、造成されてから何十年、小城さんが町長になる前やらか4、50年前になりますかな、それまで何の声も聞けなかつたんですか。
総務部長	まことに申し訳ございません。そのあたりは私ども承知をしておりませんので。
嶋田委員	昔からやなしに、この4、50年前からやなしに、これ10年ほど前から。
委員長	中西町長。
町長	現状でございます。もともと墳丘があつて、墳丘の法のところの法尻のところを、外周をブロックでかこつておつたんですね。墳丘の法尻とブロックの間が溝みたいになつて、それが段々崩れてきて、それが排水がしにくくなつてという状況で、その排水がスムーズに流れるような構造です。 その溝が埋もれてきて、そのブロックを超えて、周辺の道路の方に流れているという状況ですので、それを直すということです。

嶋田委員 町長の説明でだいたいわかりましたけども、駒塚古墳の水が道路にまで流れると  
いうのは、だいぶ溜まっていたわけですね。

町 長 雨降った時に、墳丘こうなってますやんか、その裾のところにブロックがあって、  
それが埋もれていくので、そのブロックのふちを流れないので、外に出てしまうとい  
うことです。

嶋田委員 だいたい状況はわかりました。結構です。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異  
議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として満場一  
致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 学校教育環境について、理事者の報告を求めます。  
仲村教育委員会総務課長。

教委総務  
課長 それでは、2 継続審査の(1) 斑鳩町の学校教育環境についてご説明をさせて  
いただきます。

先月の本委員会におきまして、斑鳩町立学校の適正規模及び適正配置等に係る方  
針に関する斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会からの答申の概要につい  
てご報告をさせていただきましたが、本日は、本答申内容に即し、総合教育会議の  
議を経て、斑鳩町と斑鳩町教育委員会との連名により作成いたしました学校施設適  
正規模等基本構想（案）の概要について、ご説明をさせていただきます。

資料2をご覧いただけますでしょうか。

表紙の裏面をご覧いただけますでしょうか。本基本構想（案）の目次となります。

本基本構想（案）の構成は、「1 はじめに」として、（1）で背景と目的を、（2）で基本構想の位置づけを記載しております。

次に、「2 児童生徒数及び学級数の予測」として、斑鳩町教育委員会が実施いたしました「斑鳩町学校施設整備等計画策定に向けた基礎調査」における児童生徒数及び学級数の予測について、答申内容と同様の内容を記載しております。

次に、「3 学校規模の適正化に関する基本的な考え方」として、（1）で教育的な観点について、（2）地域のコミュニティの核としての配慮について、（3）学校の規模について、（4）通学条件について、答申内容に即して、記載をしております。

次に、「4 斑鳩町立学校の適正規模及び適正配置等に係る方針」として、（1）で、現行の3小学校2中学校体制を維持するという方針の考え方について、記載をしております。

次に、「5 適正規模及び適正配置等を推進する上での留意事項について」として、（1）老朽化対策整備における留意事項について、（2）適時適切な見直しについて、答申内容に即して、記載をしております。

最後に、「6 適正規模及び適正配置等の取組みの進め方について」記載をしております。

それでは、3ページをご覧いただけますでしょうか。

（2）基本構想の位置づけとして、本基本構想は、斑鳩町の総合計画及び教育大綱を上位計画とするとともに、まち・ひと・仕事創生総合戦略など他の関連する計画とも整合を図りながら策定するものであること、また、今後の30年間を見据えた上での方針としているものの、上位計画や関連する計画の改定、そして、児童・生徒数の推計状況の変化により、必要に応じて、内容の見直しを図るものとする旨を、答申内容から新たに追加しております。

次に、11ページをご覧いただけますでしょうか。

本基本構想における学校の適正規模・適正配置等に関する方針として、答申内容に即し、現行の3小学校2中学校を維持する方針としております。

この考え方として、アンケート調査結果等からも鑑みた内容といたしまして、斑鳩町の公立学校の令和6年度末における校舎の建築年数は、全校舎の平均で約4

8年となっており、約10年後に、校舎の標準耐用年数である60年が到来すること。

校舎に関しては、長寿命化改良工事を行った場合、一般的には、耐用年数の到来後から、更に20年間の使用が可能となるとされていること。

したがって、30年後となる令和37年の本町の児童生徒数及び学級数の推計は、小学校の児童数では、令和6年度における児童数と比較して、約19%減（284人減）、中学校の生徒数では、令和6年の生徒数と比較して、約31%減（239人減）という推計結果となっており、これを学級数で置き換えると、令和37年の学級数は、3小学校いずれの学年も2学級から3学級、2中学校いずれの学級も3学級という推計結果となっていること。

これを前記3の学校規模の適正化に関する基本的な考え方によれば、学校教育本来の機能を発揮できる学級数が確保できるものと考えること。

また、令和6年11月に実施した「未来の斑鳩町立小・中学校のあり方に関するアンケート調査」の結果における望ましい学級数は、小学校においては「1学年あたり2～3学級」という回答が81%と最も高く、中学校においては、「1学年あたり2～3学級」という回答が50%、「1学年あたり4学級以上」という回答も、ほぼ同数となっていること。

そして、小学校における30年後の学級数は、国が定める標準学級数を維持する推計となっており、アンケート結果による望ましい学級数とも合致する結果となっていること。

また、中学校における30年後の学級数は、「1学年あたり3学級」と推計されており、国が定める標準学級数に満たないものの、免許外指導をなくすとともに、全ての授業で教科担任による学習を行うための学級は満たしていること。

なお、通学条件については、基本的な考え方及びアンケート結果から見ても、現状、大きな課題は見られないこと。

さらに、施設の老朽化の進め方の設問に対し、「現在の学校数・規模等を前提に、老朽化の度合いに応じて、順次改修を行いながら、将来的に建て替える」という回答が32%と最も多いこと。

これらのことから踏まえ、現状の3小学校2中学校体制を維持したうえで、校舎・体育館の健全度調査を実施することにより、その結果を基に優先順位を設定し、計画的に整備を進めることとしております。

次に、13ページをご覧いただけますでしょうか。

「6 適正規模及び適正配置等の取組みの進め方について」として、本基本構想に基づき、3小学校2中学校体制を維持するため、学校施設の長寿命化改良工事の実施に向け、速やかに、学校施設の老朽化状況の実態を把握するとともに、学校施設の改修等の優先順位付けや実施計画などを定めた学校施設等長寿命化計画を新たに策定し、学校施設の改修を計画的に実施していくこととする旨記載しております。

本基本構想（案）につきましては、本日、委員皆様のご意見をお伺いしたうえで、成案として、取り纏めてまいりたいと考えております。

なお、新たに策定していくこととしております学校施設等長寿命化計画につきましては、現在、委託業務契約を締結しております斑鳩町学校施設適正規模等基本構想（案）策定業務の仕様書の内容を一部変更することによりまして、今年度中に、策定を行ってまいりたいと考えております。

以上、2 繼続審査の（1）斑鳩町の学校教育環境についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

嶋田委員

嶋田委員 先月、閉会中の委員会で、配布していただきました、資料出していただきました答申について、まず、お聞きしたいのですけれども、この答申を作成されるにあたりですね、アンケートとられておられますけれども、そのアンケートの詳細を見てみると、教職員の方、現在の学級数より、少ない人数がいいというのが78%、圧倒的に多数でした。しかし、学級数は2から3学級がいいという方が、また多かったです。普通、100人生徒がおられて、2から3学級やから、まあ30人づつとしまよか、33人づつと、生徒数が少ないほうが良いということやったら、学級数増えますな、25人やったら4学級になる。100人で、3学級やったら33人で、先生の教職員のアンケート、教える生徒は少ないほうがええ、学級数は2から3、今までどおりでええと、これ、どういうふうに分析してはります。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務  
課長 傾向的には、現在の学級数がよいというのは、よくある、今の現在のが学級数が適切であるというが傾向として、よく出ているものだと思います。一方で、1学級あたりの、生徒・児童に人数につきましては、やはり教員として、きめ細かくみるという意味では、少ない方がいいという意見の傾向がでていものということで考えております。

嶋田委員 はい、分かりました。これ、本来なら先に配布していただいて、色々調べさせていただいて、その当日に質問すべきことだったとは思いますけれども、配布されてなかつたもんで、今回のこれも、本来なら、事前に配布していただいて、色々こちらで調べさせていただいて、今日、本来なら質問させていただくべきことだとは思います。これから、こういうふうに分厚い資料等は、事前に配布していただきよう配慮をお願いします。

アンケートのなかでね、さきほど言わされましたアンケートの7ですね、施設の老朽化対策の進め方についてというところで、「現在の学校数・規模を前提に、当面、老朽化が著しい部分のみを改修する」、また「現在の学校数・規模を前提に、老朽化の度合いに応じて、順次改修を行いながら、将来的に建て替える」、これ13%と32%で、45%あります。

しかし、その下、「現在の学校数を維持するが、将来の児童・生徒数を考慮し、規模を縮小したうえで、老朽化の度合いに応じて、必要な改修を行いながら、将来的にすべて建て替える」これが、17%です。そして、最後に「将来の児童・生徒数をふまえ、学校の統廃合も視野に検討し、その検討結果に基づき、建て替える」これが、25%です。両方合わせると42%です。

さきほど説明された45%多いといわはるけれども、建て替えが42%です。その差3%だけですわ。

なんか、自分の都合のええとこだけ、とってやっているように感じてなりません。この45%と42%のこれについては、どう分析してはりますか。

教委総務  
課長 4つ目の質問の、「現在の学校数を維持するが、将来の児童・生徒数を考慮し、規模を縮小したうえで、老朽化の度合いに応じて、必要な改修を行いながら、将来的にすべて建て替える」ということで、これは必要な改修を行いながらということなので、順次改修を行いながら、将来的に建て替える、こちらのほうにより寄って

いるのではなかと考えております。一方で、最後の「将来の児童・生徒数をふまえ、学校の統廃合も視野に検討し、その検討結果に基づき、建て替える」というのは、統廃合を進めるという上なっておりますので、どちらかと言えば、さきに申しあげた4つ目については、この32%のほうにちかい意見ではないかということで考えております。

嶋田委員 さきほど、説明で45%あるっていわはったん、これ入れてないん違います。今の説明やったら、これも入れたら、62%と言わなあかんのと違いますか。

教委総務課長 すみません、12ページのほうをご覧いただきたいのですけれども、上段、3行目となります。「さらに、施設の老朽化の進め方の設問に対し、現在の学校数・規模等を前提に、老朽化の度合いに応じて、順次改修を行いながら、将来的に建て替えるという回答が32%と最も多いこと。」というご説明をさせていただいたものでございます。

嶋田委員 さっき、45%言わはったでしょ。説明のなかで。この答申、3小学校2中学校にだけ、このアンケートの結果をあてはめて、丸くおさまるというふうな感じを受けるんです。これ将来にわたって、適正規模および適正配置にかかる方針ということであればね、2小学校2中学校でも検証すべきだたんではなかったかなと僕は思っています。

そら、学校数多かったら、ある程度数字はあてはまっていくけれど、学校数少なくして、その数値がどうなっていくのか、そこらへんも検証すべきだったんではないかなと思っております。

私自身は2小学校、2中学校でいいんではないかなと、将来の人数、小学生、生徒数ですな、見ていくと、いまから20年後、令和27年をひとつの目安として、考えておられるけれども、さきほど言われたように、37年には、もっと生徒数が少なくなっていく、そこらへんも考えると、2小学校2中学校で検証すべきものだったのではないかなと思います。

まだ、いろいろ聞きたいんですけども、（26字取消し）直接、教育委員会行って聞きますけれども、私自身はね、2小学校2中学校、しかも建て替え、必ずしないといけない訳ですよね、そしたら、ひとつの学校建てるのに、仮校舎もたてな

あきませんね、三郷の建て替えの時にたぶん関わってはった校長先生や思うけれども、そこらへんも考えると、ひとつの学校は統廃合して、潰して、その後に仮校舎を建てて、ひとつの学校を建て替えすると、そのあと、残りの3つは、建築順に、年数ですね、それに応じて建て替えを考えていくと、優先順位ですな、決めていく、そういうやり方はどうかなと私自身は思っております。

今回、これ、読むひまがないので、今回だされた資料、基本構想ですか、これ読んでまたいろいろ考えが変わるかもしれませんけれども、前回、先月に出された答申、これを読んでいろいろ疑問が出てきましたので、今質問させてもらいましたけれども、これ、また教育委員会へ直接行ってお聞きしますわ。今回出された資料については、これまた熟読させていただいて、また、疑問が出たら、次回言ったって、2か月後ですな、これ、また教育委員会へ行って、質問させてもらいます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 すみません、今嶋田委員から、（26字取消し）発言があったんですけども、決して、そんなことありませんので、訂正しておきます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 言い過ぎたかもしれません、訂正させていただきます。その部分は、消去していただきたい。

委員長 ほかの委員さんから、よろしいですか。 宮崎委員。

宮崎委員 これ、今の現状で将来的にも維持していくということなんですかけれども、よそ、山手のほうとかあのへんやったら、統廃合して、多く、一時期、子どもさんが増えて、いっぱい小学校とか造って、今山手のほうやったら、今、中学校とか、小学校とかみんなひとつにしてますよね。

そのので、職員になる人も少なくなっている、校長先生がひとりで済むとか、

管理者が少なくて済むとか、西和広域消防とかみんな、統廃合してひとつになっていますけれども、そのへんのメリットとか、デメリットとか、今、まあ、ふたつ、みつ、アンケートでやるというのは、だいたい分かったんですけども、ひとつにしたら、まあなんていうのかな、諸費用がものすごく減るというのは私たまでも分かるんですけども、メリット・デメリットというのがあるんですけども、私が小さい時は、ひとつの小学校へみんな通っていたんですね、その時はそんなにも思わなかつたんですけども、今の親は、学級数少なく、生徒数少なくという、また、時代の流れもあるとは思うんですけども、ひとつにしないというのをアンケートだけで、やっておられるのか、それが、いいっていうことで、町のほうがそれで進めていくっていうことで、ひとつにするっていうことは、考えていないのかなって思ったんですけども、ちょっとそのへん、考えてはることを教えて欲しいんですけども。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務  
課長 まず、学級数の関係につきましては、30年後の令和37年における推計の結果にもとづいても、小学校では国が定める標準学級数を維持できていると、中学校においても国が定める標準学級数に満たないものの、免許外指導をなくすとともに、すべての授業で教科担任による学習を行うための学級数はみたしているということなので、集団的な学びについては確保できる今現在推計状況となっているということでございます。

一方で人口が減少している市町村におきましては、1学級をなかなか編制もできないということで、他学年とあわせて複式の学級でやっているところもあるというところからすると、小学校と中学校とあわせた義務教育学校を1校として、集団的なまなびを確保するという意図があるということで考えております。

また、1校に統合することによりまして、今、委員おっしゃっていただいたように、光熱水費などのランニングコストについては軽減されるものと考えておりますけれども、本町におきましては、将来推計からみても、現在の3小学校2中学校を維持する体制というのは、現在の推計結果のなかでは、整えられているものということで考えておられ、それにもとづいて答申が出されたと考えております。

委員長	伴委員。
伴委員	<p>このあいだの説明を受け、また今回、この目をとおさせていただいて、ちょっと確認したいと言いますか、分からぬところがあるんで。</p> <p>学校を、ひとつは、建て替えるのとリフォームするのと、費用というのはだいぶと違うと思うんですけれども、それと子どもたちの負担ですよね、そのへんも変わってくると思うんですが、だいたいリフォームにすると、どれくらいの金額差といいますか、それと、補助のありかた、まあ、言えば、国からの補助が受けやすい、リフォームでも受けやすいとか、そのあたりはどうなっているんでしょうか。</p>
委員長	仲村教育委員会総務課長。
教委総務 課長	<p>こちらにつきましては、やはり、対象施設の床面積であったり、老朽の関係、これが長寿命化を図って上でなんですけれども、その長寿命化改修に要するコストというのは大きく変わってきますので、一概には言えないところなんですけれども、まずは単純な建て替えということになりましたら、国庫補助の対象にはならないというかたちになります。統合を伴う建て替えにつきましては、国庫補助の対象になるんですけども、現在の学校をそのまま建て替えるというようなことになりましたら、国庫補助の対象にはならない、一方で長寿命化を改修することになりましたら、国庫補助のほうが3分の1の補助率の方で対象となってきますので、やはり、長寿命化につきましては、構造部分を残すということで、躯体がそのまま残りますので、その部分に関する、撤去費用であったりというところがかからないので、建て替えと比べて安価になるというのが一般的でございます。</p>
伴委員	<p>確かにないだも同じような答弁をしていただき、そして今確認させていただいたと、そのなかで結局のところ、まあ、校舎を、まあ、いろんな考え方があると思うんですけども、まず、これから先、これ20年、改修して20年、今からの考えやったら約30年の未来、どうなっていくかというのは、これ、正直いって世の中どう変わっていくのか、本当に分からぬ、いろんなことが考えられていくと思うんですね。そのなかで、今現在、これリフォームして、そして、その後建て替えざるを得ない、その時には、今、いろんな意見が出てる、数をどうしていくか、斑鳩</p>

の学校は、どこに、どんだけの数が必要なんやというのをきっちりそこでするべきだと、いうような考え方をもっておられるのか、そのあたりもおお聞きしたいのですけれども。

教委総務課長 今回、長寿命化したあとにつきましては、やはり、20年後、もしくは30年後に、これは建て替えを必ず要してくると思います。その時になりますと、やはり、人口構造も大きく変わってくると思いますし、また、さきほど、委員おっしゃったように、今、まなびの環境につきましても、ひとり1台端末を使った、オンライン授業も可能となっております。ですので、30年後、まなびの状況というのが、どのように変化しているのかというのは、やはり、今現時点では、なかなか予測もできないなかで、どのような学校をつくっていくのかというのは、適時、適切に見直しを行っていくということが必要であるということで、この基本構想案の最後のほうにも、記載させていただいているところでございます。

伴委員 今、確認させていただいて、必ず建て替える時は来るし、その時には、抜本的な、その時点での、抜本的なそれを、事前に、30年後に決めるのであったかて、それを事前に、10年くらい前から、今のようななかたちで、きっちりと、そういうようななかたちを受け継いでいっていただきたい、今後、今回のやつも、どういうかたちでしていくのかというのは、これから議論があると思うけれども、私の想いとしたら、正直いって、必ずその時期が来るのだから、その時にはしていっていただきたいという非常にお願ひしておきたいと、その時、今の世の中、外国人の問題とか、また、市町村がどのようにになっているのかとか、いろんなことが、日本の国自体が変わっていく、なっている部分があると思います。なんしか、子どもたちの視点、子どもたちが一番、まなびやすい環境ということを考えて、やっていただきたいと思います。以上です。

委員長 これをもって、質疑を終結します。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。  
次に、3. 各課報告事項を議題とします  
理事者側から報告しておくことはございませんか。 松岡総務課長。

総務課長	<p>総務課から 1 点ございます。職員採用試験についてであります。</p> <p>令和 7 年 3 月開催の本常任委員会におきまして、令和 7 年 10 月 1 日採用の職員採用試験の実施についてご報告を申しあげましたが、このことについて、本年 5 月からエントリーを受け、その後、8 月にかけまして、書類選考、適性試験、口述試験による採用試験を実施いたしました。</p> <p>この結果、一般事務職 2 人の採用をすることといいたしており、この後、採用の事務手続き等を進めてまいります。</p> <p>以上、職員採用試験についてのご報告とさせていただきます。</p>
委員長	曾谷安全安心課長。
安全安心 課長	<p>安全安心課から、公用車（消防ポンプ車）の事故が発生いたしましたので、その概要をご報告させていただきます。</p> <p>去る 9 月 6 日、土曜日、午前 10 時頃、北五番自治会主催の初期消火訓練に訓練指導のため現場出向していた消防団第 1 分団消防ポンプ車が、訓練終了後、帰所するため駐車場から町道 123 号線へ右折進入する際、隣接する宅地の軒先雨樋に車両右側上部が接触し、雨樋の一部を破損させるという物損事故が発生いたしました。</p> <p>駐車場から狭隘な町道へ進入する際、周囲の安全確認を怠ったことが事故の要因であると考えております。改めて全団員に対し、特に狭隘な道路を走行する際には同乗者と連携を図り、周囲の安全管理に努めるよう注意喚起を行ったところでございます。</p> <p>なお、現在、損壊した雨樋につきまして、所有者と協議をさせていただいており、示談の時期によりましては、損害賠償の額の決定及び一般会計補正予算につきまして、専決処分をさせていただく場合がございますので、予め、ご了承賜りますようよろしくお願い申しあげます。</p> <p>以上、安全安心課からのご報告とさせていただきます。</p>
委員長	中尾政策財政課長。
政策財政 課長	<p>政策財政課から 1 点ご報告させていただきます。</p> <p>協働のまちづくり事業の見直しについてでございます。</p>

協働のまちづくり事業につきましては、事業開始から10年の節目を迎えており、事業開始当時から、社会環境も大きく変化しています。

そうしたことから、今年度、斑鳩町協働のまちづくり条例に基づき設置しております「斑鳩町協働のまちづくり推進委員会」におきまして、これまでの取組みの成果や社会情勢等を踏まえ、次のステージに向けた課題を整理し、今後の協働のまちづくりの方針について見直しをお願いしているところでございます。

見直しに際しましては、これまで協働のまちづくり活動提案制度を利用された住民活動団体等の皆さまのお声もお聞きしながら、検討を進めてまいりたいと考えており、見直し案がまとまりましたら、当委員会におきましても、ご報告させていただきます。

以上、協働のまちづくり事業の見直しについての報告とさせていただきます。

委員長 報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。

嶋田委員。

嶋田委員 初日の一般質問でお聞きしようと思ってましてんけど、一身上の都合でちょっと出席できなかったもので、この場をお借りしてお尋ねしたいと思います。

この場ですので、簡単にお伺いします。

町議会の補欠選挙ですね、これ、任期はいつからいつまでなんですか。当選者の任期は、

委員長 松岡総務課長。

総務課長 当選人の当選の効力は、当選人の住所及び氏名の告示があった時点から生ずるということとさせておりまことから、任期はその時点から。任期満了につきましては、他の議員の皆さんと同様となっております。

嶋田委員 私ら統一地方選挙で当選したときに、当選証書をいただいてからすぐに町会議員やなしに、任期決まってますから、4月30日からかな、町会議員として活動するわけなんですけれども、これ補欠選挙の当選人任期は決められないわけですか。町側から。

総務課長 この当選の効力につきましては公職選挙法第102条で規定されてございまして、告示があった日から生ずるとされてございますので、告示をするタイミングにつきましても、選挙会を終え、選挙長から選挙管理委員会が報告を受けたのち、ただちにという規定になってございますので、恣意的に選挙管理委員会が決めるというものではございません。

嶋田委員 説明していただきましたけども、私は当選証書をいただいてからある程度時間ありますな、そしたら当選証書をいただいたら、またそれから町会議員として活動できるわけなんです。任期は決まっているでしょ、統一地方選挙における町会議員。そこら辺の整合性はどうなるんですか。

総務課長 選挙の必要となるのが、任期満了となる場合には、当然任期を満了した後が次期皆様の任期の開始となります。補欠選挙につきましては、当選の効力が生じたのち、ただちに当選人として議員としての任期が始まるものというふうに解してございます。

嶋田委員 わかりました。町としては補欠選挙の議員の任期というのは、どう考えておられます。

総務課長 法の規定によりまして、当選人の告示があった日から生じるものと、任期は始まるものと解釈しております。

嶋田委員 町としてはそう考えておられるわけですな。

総務課長 町としてと申しますか、公職選挙法で定められた規定のとおりと解してございま

す。

嶋田委員 続いて、一般論としてお聞きします。町長選挙ですね、一般論ですよ、町長が新たに変わられたと、その場合に引き継ぎ等はどうされるんですか。

総務課長 当選人が決定してから、任期満了までの間でできる範囲のスケジュールの許す中でされるものと思っております。

嶋田委員 それはそうですわな。ただし今回 11月9日投票日ですね、ほんと現町長の任期が11月10日、1日しかありませんね。そこで一般論として新たな町長と現町長は引き継ぐ、また新たな町長が町の状況を把握するというのは、1日でできるんですか。

委員長 加藤副町長。

副町長 引き継ぎの関係でございますけれども、色々な引き継ぎの関係あると思います。基本的には書面でということになるかと思いますけれども、対面の関係についてもその状況もよってはない場合もございますので、ご心配されておられます町の事業の現状ですか、そういう観点につきましては、他の例も見ていきますと、任期が変わった時点でありますとか、少し前から、それはそれぞれあるみたいでそれとも、それぞれの担当の部署においてヒアリング等されている状況聞いております。前回も奈良県知事の関係もございましたけれども、あの時ですと、それぞれの部署のヒアリングというような形でされて、確認されておりましたので、それはヒアリングで実際に確認されているのが多い状況となっております。

嶋田委員 選挙管理委員会、何でこういう日付けにされたんか、そんなこと聞いているんじゃないんで、一般論としてね、現町長と新しい町長がやっぱり引き継いでいただかんことには、町政に停滞が起きると、そこらへんも考慮したら、本来なら1週間ほど、最低でも1週間ほどの日数は空けていただいた方がよかったのではないかと思いますわ。これ、今回なんでこんなタイトな日程にされたんか、そんなこと聞くつもりはありません。しかし、私の考えでは、最低1週間は空けていただく。以前の町長

の選挙は10月中にたいがい終わっていたと思います。やはりそれは引継ぎ、色々なことを考慮してやっていくべきもので、私も町議員に初めてなった時には、任期までの間に町の状況色々レクチャーを受けて、心新たにして、入っていったと。そやけど、1日やつたら心新たにできる間がないのではないかなど、このように思います。今回の投票日程、そこらへんは選挙管理委員会の方で終わってから色々また検討していただいたら、今回の日程についてですよ、どうかなと思います。一応意見として言わさせていただきます。

委員長 ほかにございますか。

( なし )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会します。  
お疲れさまでした。

( 午前10時42分 閉会 )